

【実施要領】

1. 発行する商品券名 令和4年度蔵王町新型コロナ対策プレミアム商品券

2. 発行する商品券 額面1枚500円（釣銭は出ません）

【商品券が使用できるもの、使用できないものの例示】

使用可（○）	使用不可（×）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食料品、日用品、雑貨、書籍、雑誌、湿布、絆創膏などの市販薬など ・ 飲食代、宅配などのサービス代 ・ 学習塾や各種スクールの授業料、教材 ・ 建築、水道、電気等の工事代 ・ 自動車等の整備、修理代 ・ 農産物直売所の購入代 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産、金融商品、たばこ ・ 性風俗関連特殊営業において提供される役務 ・ 商品券、プリペイドカード、ICカードへのチャージ ・ 公営ギャンブル ・ 家賃、駐車場代、駐輪場代 ・ 税金の支払い

3. 商品券の総額 69,550,000円（10,700セット）

4. 商品券発売日並びに販売枚数と販売場所等

①発売日：令和4年8月7日（日）午前9時より3か所同時発売

②場 所：ございんホール 5,500セット
 遠刈田地区公民館 2,600セット
 沢内公民館 2,600セット
 合計 10,700セット

③商品券の販売額

【一人 4セットまで】

1セットの内訳

（@500円券×13枚）＝6,500円分を1セットとし5,000円で販売いたします。

商品券13枚の内訳：A券 6枚＝3,000円分 B券 7枚＝3,500円分

④商品券の種類と使用方法

①A券（小・中規模店で使用、一般店でも使用可）

②B券（一般店のみ使用可）

A券（予定店舗）	フレスコキクチ、おてんとさん、コメリ、ツルハドラッグ 「B券使用不可の店舗」
A券・B券	一般店

5. 使用期間 令和4年8月7日（日）より令和4年12月31日（土）

6. 換金期間 令和 4年 8月17日(水)より令和 5年 1月13日(金)
7. 換金手数料 プレミアム商品券の換金手数料は無料
8. 換金方法
- ①事業者は、蔵王町商工会へ商品券及び請求書を持参し、後日、蔵王町商工会から指定された口座に、換金請求日、振込日の日程(別紙参照)の通りに振り込みます。
 - ②換金する場合の送金先口座については、事業者本人又は法人名義の口座に限ります。
 - ③利用された商品券の裏面に、事業者の名称を押印、若しくは記入して下さい。
9. 振込金融機関 七十七銀行蔵王支店、仙南信用金庫蔵王支店、相双五城信用組合蔵王支店、ゆうちょ銀行
(現に口座をお持ちでない方は、口座の開設をお願いいたします)
10. 期限後の商品券 プレミアム商品券は、令和4年12月31日を過ぎた商品券は、無効となり使用出来ません。
11. 登録事業所申込締切日 令和4年6月24日(金)まで商工会に提出して下さい。
12. 留意事項
- ①商品券の第三者への転売及び譲渡が疑われるケースを除き、商品券の使用を拒むことはできません。
 - ②商品券の交換、譲渡及び売買は禁止されています。
 - ③商品券の第三者への転売及び譲渡が疑われる場合などは、蔵王町商工会に通報すると共に、利用者に使用できない旨をお伝えください。
 - ④蔵王町商工会から商品券の使用等について照会があった場合には、誠実かつ迅速な対応をお願いします。
 - ⑤実施要領を、遵守及び協力いただけない場合には、事業者の登録を取消す場合があります。
 - ⑥商品券の盗難及び紛失、滅失等に対し、蔵王町商工会はその責任を負いません。
 - ⑦使用期限(令和4年12月31日)を過ぎた商品券は、無効になります。
 - ⑧複製した商品券は、無効ですので、目視による確認を徹底して下さい。
13. 問い合わせ先 蔵王町商工会 Tel 33-2138
担当者 菅原、大野、金森